

みなとみらい21 中央地区53街区における 開発事業者公募の開始について

みなとみらい21 中央地区53街区の開発事業者公募を開始しますので、お知らせいたします。

みなとみらい21 中央地区新高島駅周辺は、グローバル企業の集積、企業交流や産学連携などによるオープンイノベーションを生み出す素地が構築されつつあるなど、広く注目を集めている地区であり、本市における公募事業も着実に進んでいます。

当街区の公募を迅速に進めることにより、周辺街区とも調和した開発が期待されますので、引き続き、街のにぎわい創出や企業誘致につながるよう取り組んでいきます。

1 募集街区概要

街 区	53 街区
所 在	西区みなとみらい五丁目1番1ほか
所 管 局	財政局・港湾局
敷地面積	20,620.33 m ²
処分方法	土地売却
土地価格	21,663,718,698 円 ※
建ぺい率/容積率 等	80%/800% (建物高さ：最高限度300m、最低限度60m)
建物用途	業務、商業、文化施設等 (住宅等の居住機能は不可)

※ 土地価格の価格時点：平成30年7月1日

2 応募について

<応募手続>

応募者は、登録手続を行った後、事業の提案を行います。

今回の公募に際し、公募事務(登録・提案募集)は、一般社団法人横浜みなとみらい21が行います。

事業予定者の決定等は、本市が行います。

登 録 受 付	平成30年7月23日(月)～平成30年11月30日(金)
提 案 受 付	登録～平成30年12月14日(金)
審 査	平成30年12月～31年3月(予定)
事 業 予 定 者 の 決 定	平成31年3月(予定)

※ 日程は都合により変更される場合があります。

(上記登録受付期間に登録がないときは、期間を延長する場合があります。)

<募集要項に関するお問合せ及び登録・提案の受付>

一般社団法人横浜みなとみらい21 (<https://www.ymm21.jp/div/offering.html>)

所 在	横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号 クイーンズスクエア横浜 クイーンモール3階
電話番号	045 (682) 4404
受付時間	土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く9時～12時及び13時～16時
備 考	<ul style="list-style-type: none"> 募集要項等は同法人のホームページに掲載されます(上記アドレス)。 郵送等による提出は受け付けませんので、直接持参してください。

3 契約方法

当該土地売却は、市会の議決案件になるため、事業予定者は、市と基本計画協議を行い、仮契約を締結の上、市会での可決後、基本計画協定及び土地売買契約を締結します。

(市会で可決された上で、原則として、事業予定者決定の翌日から1年以内に基本計画協定及び土地売買契約を締結)

土地価格について、価格時点から1年を経過して仮契約を締結する場合は、時点修正等の補正を行うことがあります。

4 その他

土壤汚染調査の状況等については、次のとおりです。

平成27年度の土壤汚染調査の結果、土地の一部から「砒素及びその化合物」の土壤溶出量が土壤汚染対策法の指定基準値を超えて検出されました。土地価格については、必要な土壤汚染対策を考慮しています。

※ 事業者が土壤汚染対策を実施（次ページ参照）

<みなとみらい21 地区全景>



(次頁あり)

＜その他（53 街区の土壤汚染対策について）＞

53 街区については、27 年度の土壤汚染概況調査の結果、一部で土壤汚染対策法の基準値を超える物質（砒素及びその化合物）が検出されましたので、同年度に土壤汚染詳細調査を実施し、両調査の結果、土壤汚染対策の内容を次のとおり整理しました。

なお、必要な土壤汚染対策については、買受者が実施することを条件とします（詳細については、関係部署と調整・協議していきます。）。

【土壤汚染対策の内容】

- ・ 土壤調査「砒素及びその化合物」溶出量基準：0.01 mg/L以下

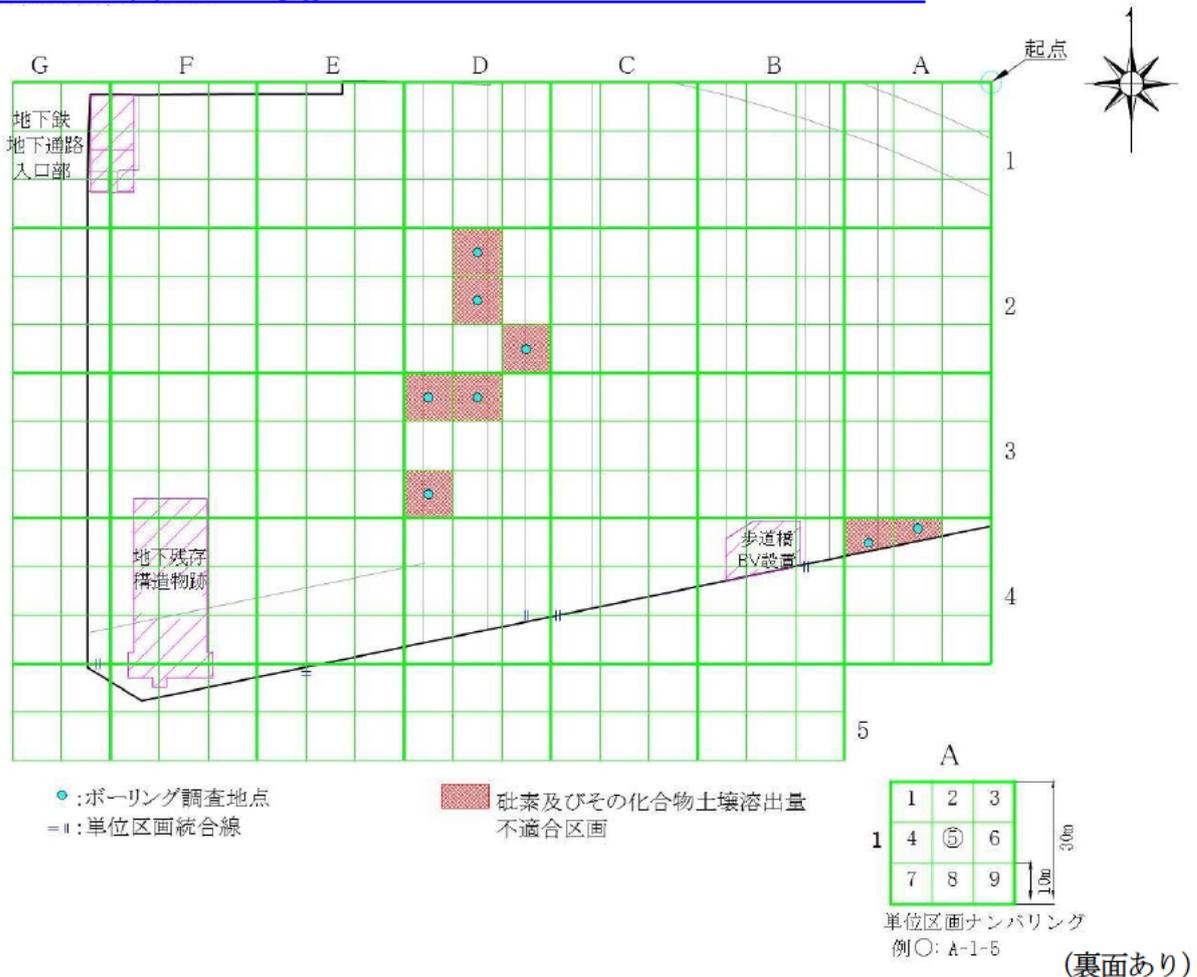
現地盤面：TP+約 4.0m（※） 旧地盤面：TP+約 1.7m TP：東京湾平均海面

調査区分	10m区画 (下図参照)	超過部分（土壤溶出量）	対策内容
詳細調査 (土壤調査)	A-4-1	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.013 mg/L	汚染土壤部分の除去
	A-4-2	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.011 mg/L	
	D-2-2	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.012 mg/L	
	D-2-5	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.019 mg/L 旧地盤面－1m：「砒素及びその化合物」：0.027 mg/L	
	D-2-9	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.036 mg/L 旧地盤面－1m：「砒素及びその化合物」：0.029 mg/L 旧地盤面－2m：「砒素及びその化合物」：0.019 mg/L	
	D-3-1	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.013 mg/L 旧地盤面－2m：「砒素及びその化合物」：0.023mg/L	
	D-3-2	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.011 mg/L	
	D-3-7	旧地盤面：「砒素及びその化合物」：0.014 mg/L	

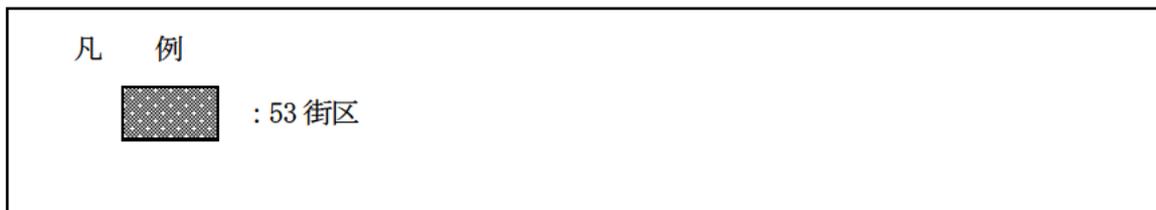
※ 概況調査結果発表時は、「TP+約 4.0m付近まで造成した現地盤面（一部は現地盤面から約 2.5m 盛土）」と表記していますが、盛土部分は 54 街区部分となります。

(参考)

- ・ 概況調査結果については、平成 27 年 11 月 10 日記者発表資料
「みなとみらい 21 地区 53 街区における土壤汚染概況調査の結果について」又は港湾局ホームページ参照
<http://www.city.yokohama.lg.jp/kowan/news/houdou/2015houdou/20151110114643.html>



<案内図>



お問合せ先	
財政局資産経営課長	水口 浩之 Tel 045-671-2198
港湾局管財第一課担当課長	松波 義治 Tel 045-671-2717
都市整備局みなとみらい21推進課長	白井 正和 Tel 045-671-3501